

岐阜県公報

第二千三百七十号
平成二十四年八月十日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

保安林の指定予定

保安林の指定

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

公共測量の終了

大垣都市計画の図書の縦覧

土地改良区役員の退任及び就任

(治山課) 五四五

(道路維持課) 五四六

(同) 五四七

(郡上農林事務所) 五四八

(飛騨農林事務所) 五四八

(商業流通課) 五四八

(用地課) 五四九

(都市政策課) 五五一

(可茂農林事務所) 五五一

告示

岐阜県告示第三百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

各務原市須衛町一丁目七二から七四まで・八〇(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巢市外山字上大洞一〇七三、一〇七六、一〇七七、一〇七八の二、一〇八二の一、字下大洞一〇九四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上大洞一〇七三、一〇七六、一〇七七、一〇七八の二、一〇八二の一、字下大洞一〇九四（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巢市根尾水鳥字釜ヶ谷六九七の三一、字手寺七〇三の一から七〇三の二九まで、七〇三の三六、七〇三の三八から七〇三の四〇まで、字魚金七〇四の一、七〇四の二、七〇四の八、七〇四の九、七〇四の一八、七〇四の二三から七〇四の二五まで、七〇四の二七、七〇四の三一から七〇四の四三まで、七〇四の四六、七〇四の四八から七〇四の五一まで、七〇四の五四から七〇四の五六まで、七〇四の五九、七〇四の六〇、七〇四の六二、七〇四の八四から七〇四の八九まで、七〇四の九四から七〇四の一〇三まで、七〇四の一〇五、七〇四の一〇七、七〇四の一〇八、七〇四の一〇九から七〇四の一〇二まで、七〇四の一三二から七〇四の一三四まで、七〇四の一三六、七〇四の一三九から七〇四の一四二まで、七〇四の一四八、七〇四の一五一、七〇四の一五二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年八月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
岐卓線		関ヶ原線		本巣市温井字中屋敷二二八番地先から		揖斐郡大野町大字下磯小字下磯字堤外官公有無番地先(七八三番一六地先)まで		後		前		別後	
								三・八 四・〇		九・七 四・〇		ル(メートル)	
								三九四・〇		三九四・〇		ル(メートル)	

岐阜県告示第三百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年八月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		延長		供用開始の期日		備考	
岐卓線		坂福下岡線		中津川市田瀬字下田瀬上二五二番一地先から		同市同字下田瀬下五一八番三地先まで		六〇・〇		平成二四・八・一〇	
								九・二・三		平成二四・八・一〇	

岐阜県告示第三百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十四年八月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐卓土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		延長		供用開始の期日		備考	
岐卓線		関ヶ原線		本巣市温井字中屋敷八〇番一 地先から		揖斐郡大野町大字下磯小字下磯字堤外官公有無番地先(七八三番一六地先)まで		四七・〇		平成二四・八・一〇	
								二四・八・一〇		平成二四・八・一〇	

岐阜県告示第三百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年八月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		延長		供用開始の期日		備考	
						ル(メートル)				ほ(か)	

県道	岐阜 関ヶ原線	揖斐郡大野町大字下礪小字下礪字堤外官公有無番地先(七八三番一六地先)から	一三五六	平成 二四・八・一〇	平成 三・六・一八
		同郡同町大字本庄字中新田官公有無番地先(五九一番三地先)まで			

岐阜県告示第三百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町相生字荒山二七二七の三、二七二八、二七二九の三から二七二九の五まで

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

飛騨市宮川町種蔵字井ノコ谷四八八の一、四八八の八

二 指定の目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年八月十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年七月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン 外

三 建物の名称及び所在地

ヤナゲン大垣本店

大垣市高屋町一丁目五六番地

四 変更した事項

建物設置者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 明星産業株式会社 代表取締役 山田雄司

(変更後) 株式会社明星 代表取締役 三間幸雄

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 小山秀雄 外二一者

(変更後) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 小山秀雄 外一九者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年八月十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年七月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン 外

三 建物の名称及び所在地

ヤナゲン大垣本店

大垣市高屋町一丁目五六番地

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 五八六台

(変更後) 六九一台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 二〇台

(変更後) 三〇台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 八箇所

(変更後) 六箇所

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
多治見市
- 二 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 三 作業期間
平成二十四年二月十日から
同 年三月三十一日まで
- 四 作業地域
多治見市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中津川市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
中津川市
- 二 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 三 作業期間
平成二十四年二月九日から
同 年三月三十一日まで
- 四 作業地域
中津川市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
瑞穂市
- 二 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 三 作業期間
平成二十四年二月九日から
同 年三月三十一日まで
- 四 作業地域
瑞穂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐南町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
岐南町
- 二 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 三 作業期間
平成二十四年二月十三日から
同 年三月三十一日まで
- 四 作業地域

岐南町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により笠松町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

笠松町

二 作業種類

公共測量（街区基準上点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月十三日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

笠松町

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画第一種市街地再開発事業

大垣駅南街区第一種市街地再開発事業
二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年八月十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住居地

土地区改良区 平成 退任年月日 役名 氏名 住居地
木曾川右岸用水土地改良区 二四・六・二 理事 坂井弘道 加茂郡富加町羽生 九三五番地
連合 同 二四・七・三 理事 渡邊直由 美濃加茂市太田本町三丁目二番一〇号

理事 南山宗之 加茂郡坂祝町加茂山二丁目四番地一一
同 佐藤光宏 同 川辺町中川辺 七五番地一
同 井戸敬二 同 七宗町上麻生三二五〇番地二
同 赤塚新吾 同 八百津町八百津三二二五番地一
同 尾関健治 同 関市田東田原 一〇九七番地
同 木村慶男 同 美濃加茂市蜂屋町中蜂屋八六六番地
同 服部勝治 同 加茂郡富加町加治田 九二八番地
同 大脇重敏 同 八百津町和知 三三七五番地
同 鈴木義巳 同 美濃加茂市下米田町西脇四三五番地
同 稲垣克巳 同 西町 三丁目七五番地
同 渡邊俊彦 同 本郷町六丁目四番一五号

